

「京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱」改正案新旧対照表

現行	改正後
京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱 平成28年3月29日 決定 平成29年3月28日 改定 令和 3年3月19日 改定 令和 5年4月 1日 改定 令和 6年4月 1日 改定	京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱 平成28年3月29日 決定 平成29年3月28日 改定 令和 3年3月19日 改定 令和 5年4月 1日 改定 令和 6年4月 1日 改定 <u>令和 7年4月 1日 改定</u>
目次 第1章 総則（第1条・ <u>第2条</u> ） 第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等（第 <u>3</u> 条—第12条） <u>第3章 建築物の建築に関する届出等（第13条—第17条）</u> 第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第 <u>18</u> 条—第31条） <u>第5章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第32条—第38条）</u> 第6章 その他（第 <u>39</u> 条・ <u>第40条</u> ・ <u>第41条</u> ） 附則	目次 第1章 総則（第1条 <u>—第4条</u> ） 第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等（第 <u>5</u> 条—第12条） <u>（削除）</u> 第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第 <u>13</u> 条—第 <u>26</u> 条） <u>（削除）</u> 第4章 その他（第 <u>27</u> 条・第 <u>28</u> 条） 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）、建築物の建築に関する届出、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「基準適合認定」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めのあるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査機関 京都市都市計画関係手数料条例（以下「手数料条例」という。）別表第10備考2の規定に基づき、性能向上計画認定においては法第35条第1項各号に掲げる基準、基準適合認定においては建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認できるものとして市長が定める書類を発行できる者をいう。
- (2) モデル建物法 基準適合認定においては建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準、性能向上計画認定においては基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準に適合することを確認するものをいう。
- (3) 仕様基準等 基準適合認定においては基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に掲げる基準に、性能向上計画認定においては基準省令第10条第2号イ(2)及び

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めのあるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査機関 京都市都市計画関係手数料条例（以下「手数料条例」という。）別表第11備考2の規定に基づき、性能向上計画認定においては法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを確認できるものとして市長が定める書類を発行できる者をいう。
- (2) モデル建物法 省エネ適判においては建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準、性能向上計画認定においては基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準に適合することを確認するものをいう。
- (3) 仕様基準等 省エネ適判においては基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準に、性能向上計画認定においては基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準に適合する

同号ロ(2)に掲げる基準に適合することを確認するものをいう。

- (4) 軽微変更該当証明書 省令第 1.1 条及び第 2.9 条に規定する軽微な変更^(新設)に該当していることを証する書面をいう。

(新設)

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等

(事前協議)

第 3 条 法第 1.2 条第1項又は法第 1.3 条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）を提出又は通知して省エネ適判を受けようとする者（以下「確保計画提出者等」という。）は、確保計画の提出又は通知 に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、確保計画提出者等が本市の機関である場合はこの限りでない。

- (1) 建築物の用途
- (2) 手数料の額

2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能確保計画事前協議書（第1号様式）1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

ことを確認するものをいう。

- (4) 軽微変更該当証明書 省令第 1.3 条及び第 2.8 条に規定する軽微な変更^(審査の委託)に該当していることを証する書面をいう。

(審査の委託)

第 3 条 市長は、省エネ適判及び性能向上計画認定の申請（それぞれの変更申請を含む）があつた場合には、省エネ適判及び性能向上計画認定に係る審査の一部を、審査機関に委託することができる。ただし、第 1.6 条に規定する審査を受けた場合を除く。

(申請書等の補正)

第 4 条 前条の規定により市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、省エネ適判申請書、性能向上計画認定申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなったときは、市長は当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により申請を行った者に行わせることができる。

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等

(事前協議)

第 5 条 法第 1.1 条第1項又は法第 1.2 条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）を提出又は通知して省エネ適判を受けようとする者（以下「確保計画提出者等」という。）は、確保計画の提出又は通知 を行おうとする日の21日以上前までに、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、確保計画提出者等が本市の機関である場合はこの限りでない。

- (1) 建築物の用途
- (2) 手数料の額

2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能確保計画事前協議書

(1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図（用途の別が分かるもの） (4) 床面積求積図 (5) 用途別床面積表 (6) 立面図 (7) 委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。） <u>（新設）</u> （確保計画変更事前協議） 第4条 法第12第2項又は法第13条第3項の規定により、変更後の確保計画を提出又は通知して省エネ適判を受けようとする者（以下「変更後確保計画提出者等」という。）は、変更後の確保計画の提出又は通知に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、変更後確保計画提出者等が本市の機関である場合はこの限りでない。 (1) 建築物の用途 (2) 手数料の額 2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能確保計画変更事前協議書（第2号様式）1部に、変更に係る部分の変更前と変更後の図書及び	（第1号様式）1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。 (1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図（用途の別が分かるもの） (4) 床面積求積図 (5) 用途別床面積表 (6) 立面図 (7) 委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。） (8) <u>気候風土適応住宅チェックリスト（気候風土適応住宅（基準省令第1条第1項第2号ただし書きの国土交通大臣が定める基準に適合する住宅）である場合に限る。）</u> (9) <u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（当該認定に含まれる他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。）に係る申請である場合に限る。）</u> (10) <u>住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第31条に適合する住宅に限る。）</u> （確保計画変更事前協議） 第6条 法第11第2項又は法第12条第3項の規定により、変更後の確保計画を提出又は通知して省エネ適判を受けようとする者（以下「変更後確保計画提出者等」という。）は、変更後の確保計画の提出又は通知に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、変更後確保計画提出者等が本市の機関である場合はこの限りでない。 (1) 建築物の用途 (2) 手数料の額 2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能確保計画変更事前協議
---	--

委任状(代理者が事前協議を行う場合に限る。)を添えて行うものとする。 (軽微変更該当証明書交付事前協議) 第5条 省令第11条の規定により軽微変更該当証明書の交付を請求する者(以下この章において「軽微変更該当証明書請求者」という。)は、当該請求に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、軽微変更該当証明書請求者が本市の機関である場合はこの限りでない。 (1) 建築物の用途 (2) 手数料の額 2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明事前協議書(第3号様式)1部に、変更前と変更後の図書及び委任状(代理者が事前協議を行う場合に限る。)を添えて行うものとする。 (確保計画の提出等) 第6条 確保計画の提出又は通知は、省令第1条第1項(省令第7条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する計画書又は通知書の正本1部及び副本1部に、それぞれ同項に規定する図書及び委任状(代理者が提出又は通知を行う場合に限る。)を添えて行うものとする。 2 変更後の確保計画の提出又は通知は、省令第2条第1項(省令第7条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する計画書又は通知書の正本1部及び副本1部に、それぞれ同項に規定する図書及び委任状(代理者が提出又は通知を行う場合に限る。)を添えて行うものとする。 3 軽微変更該当証明書の請求は、建築物エネルギー消費性能確保計画に	書(第2号様式)1部に、変更に係る部分の変更前と変更後の図書及び委任状(代理者が事前協議を行う場合に限る。)を添えて行うものとする。 (軽微変更該当証明書交付事前協議) 第7条 省令第13条の規定により軽微変更該当証明書の交付を請求する者(以下この章において「軽微変更該当証明書請求者」という。)は、当該請求に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、軽微変更該当証明書請求者が本市の機関である場合はこの限りでない。 (1) 建築物の用途 (2) 手数料の額 2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明事前協議書(第3号様式)1部に、変更前と変更後の図書及び委任状(代理者が事前協議を行う場合に限る。)を添えて行うものとする。 (確保計画の提出等) 第8条 確保計画の提出又は通知は、省令第3条第1項(省令第9条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する計画書又は通知書の正本1部及び副本2部(当該申請に係る建築物が法第29条第3項に規定する他の建築物である場合は、正本及び副本各1部並びに当該建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写しを正本及び副本各1部)に、それぞれ同項に規定する図書及び委任状(代理者が提出又は通知を行う場合に限る。)を添えて行うものとする。 2 変更後の確保計画の提出又は通知は、省令第4条第1項(省令第9条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する計画書又は通知書の正本1部及び副本2部に、それぞれ同項に規定する図書及び委任状(代理者が提出又は通知を行う場合に限る。)を添えて行うものとする。
--	---

係る軽微変更該当証明請求書（第4号様式）の正本1部及び副本<u>1</u>部に、それぞれ省令第<u>2</u>条第1項に規定する図書及び委任状（代理者が請求を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 （提出の取下げ等） 第<u>7</u>条 確保計画提出者等又は変更後確保計画提出者等は、当該提出及び通知を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出取下げ届（第5号様式）1部を市長に提出するものとする。 2 軽微変更該当証明書請求者は、当該請求を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明請求取下げ届（第6号様式）1部を市長に提出するものとする。 （軽微変更該当証明書の交付等） 第<u>8</u>条 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された確保計画の変更が、省令第<u>3</u>条（省令第<u>7</u>条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の軽微な変更該当すると認める場合は、省令第<u>11</u>条の規定による軽微変更該当証明書（第7号様式）を軽微変更該当証明書請求者に交付するものとする。 2 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された確保計画の変更が、省令第<u>3</u>条の軽微な変更該当しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当しない旨の通知書（第8号様式）により軽微変更該当証明書請求者に通知するものとする。 <u>第9条（削除）</u> （<u>特定建築物に係る</u>基準適合命令） 第<u>10</u>条 法第<u>14</u>条第1項の規定による<u>特定</u>建築物に係る基準適合命令は、<u>特定</u>建築物に係る基準適合命令書（第<u>10</u>号様式）により行うものとする。 <u>（確保計画の住宅部分に係る指示等）</u>	3 軽微変更該当証明書の請求は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明請求書（第4号様式）の正本1部及び副本<u>2</u>部に、それぞれ省令第<u>4</u>条第1項に規定する図書及び委任状（代理者が請求を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 （提出の取下げ等） 第<u>9</u>条 確保計画提出者等又は変更後確保計画提出者等は、当該提出及び通知を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出取下げ届（第5号様式）1部を市長に提出するものとする。 2 軽微変更該当証明書請求者は、当該請求を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明請求取下げ届（第6号様式）1部を市長に提出するものとする。 （軽微変更該当証明書の交付等） 第<u>10</u>条 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された確保計画の変更が、省令第<u>5</u>条（省令第<u>9</u>条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の軽微な変更該当すると認める場合は、省令第<u>13</u>条の規定による軽微変更該当証明書（第7号様式）を軽微変更該当証明書請求者に交付するものとする。 2 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された確保計画の変更が、省令第<u>5</u>条の軽微な変更該当しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当しない旨の通知書（第8号様式）により軽微変更該当証明書請求者に通知するものとする。 <u>（削除）</u> （基準適合命令） 第<u>11</u>条 法第<u>13</u>条第1項の規定による建築物に係る基準適合命令は、建築物に係る基準適合命令書（第<u>9</u>号様式）により行うものとする。
---	--

<u>第11条 法第16条第1項の規定による指示は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る指示書（第11号様式）により行うものとする。</u> <u>2 法第16条第2項の規定による命令は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る命令書（第12号様式）により行うものとする。</u> （報告の徴収） 第12条 法第<u>17</u>条第1項の規定による報告を求められた建築主等は、<u>特定</u>建築物に係る報告書（第<u>13</u>号様式）1部を市長に提出しなければならない。 <u>第3章 建築物の建築に関する届出等</u> <u>（届出）</u> 第13条 法第19条第1項前段（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは法附則第3条第2項前段（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出又は法第20条第2項前段若しくは法附則第3条第8項前段の規定による通知をしようとする者は、<u>省令第12条第1項（省令第14条第1項、同附則第2条第1項及び同条第4項において準用する場合を含む。）又は省令13条の2第3項（省令附則第2条第3項において準用する場合を含む。）に規定する届出書又は通知書の正本1部及び副本1部に、それぞれ同項に規定する図書及び委任状（代理者が届出又は通知を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。</u> <u>（変更の届出）</u> 第14条 法第19条第1項後段（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは法附則第3条第2項後段（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による変更の届出又は法第20条第2項後段若しくは法附則第3条第8項後段の規定による変更の通知	<u>（削除）</u> （報告の徴収） 第12条 法第<u>15</u>条第1項の規定による報告を求められた建築主等は、建築物に係る報告書（第<u>10</u>号様式）1部を市長に提出しなければならない。 <u>（削除）</u>
--	--

をしようとする者は、省令第12条第3項（省令第14条第1項、同附則第2条第1項及び同条第4項において準用する場合を含む。）又は省令第13条の2第5項（省令附則第2条第3項において準用する場合を含む。）に規定する届出書又は通知書の正本1部及び副本1部に、それぞれ同項に規定する図書に委任状（代理者が届出又は通知を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。

（届出の通知）

第15条 市長は、前2条の届出書又は通知書の提出又は通知があったときは、当該届出書又は通知書の副本に届出済印を押印して、届出者に返付する。

（指示等）

第16条 法第19条第2項又は法附則第3条第3項の規定による指示は、届出に係る指示書（第14号様式）により行うものとする。

2 法第19条第3項又は法附則第3条第4項に規定による命令は、届出に係る命令書（第15号様式）により行うものとする。

（報告の徴収）

第17条 法第21条第1項又は法附則第3条第10項の規定による報告を求められた建築主等は、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に係る報告書（第16号様式）1部を市長に提出しなければならない。

第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（事前協議）

第18条 法第34条第1項の規定により、性能向上計画認定の申請（以下この章において「認定申請」という。）をしようとする者（以下この章において「認定申請者」という。）は、当該認定申請に先立ち、次に掲げ

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（事前協議）

第13条 法第29条第1項の規定により、性能向上計画認定の申請（以下この章において「認定申請」という。）をしようとする者（以下この章

る事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、第<u>21</u>条第1項に規定する審査を受ける場合は、この限りでない。 (1) 建築物の用途 (2) 手数料の額 2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定事前協議書（第<u>17</u>号様式）1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。 (1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図（用途の別が分かるもの） (4) 床面積求積図 (5) 用途別床面積表 (6) 立面図 (7) 建築基準法第6条第1項に規定する確認申請書に相当する書類（法第<u>35</u>条第2項の規定による申出をしようとする場合に限る。） (8) 委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。） （性能向上計画変更事前協議） 第<u>19</u>条 法第<u>36</u>条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（以下この章において「変更認定申請」という。）をしようとする者（以下この章において「変更認定申請者」という。）は、当該変更認定申請に先立ち、当該変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の部分の次に掲げる事項について、市長に事前協議を行う	において「認定申請者」という。）は、当該認定申請<u>を行おうとする日の21日以上前（法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出をしようとする場合は、当該認定申請を行おうとする日の35日以上前）までに</u>、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、第<u>16</u>条第1項に規定する審査を受ける場合は、この限りでない。 (1) 建築物の用途 (2) 手数料の額 2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定事前協議書（第<u>11</u>号様式）1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。 (1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図（用途の別が分かるもの） (4) 床面積求積図 (5) 用途別床面積表 (6) 立面図 (7) 建築基準法第6条第1項に規定する確認申請書に相当する書類（法第<u>30</u>条第2項の規定による申出をしようとする場合に限る。） (8) 委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。） <u>(9) 住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第31条に適合する住宅に限る。)</u> （性能向上計画変更事前協議） 第<u>14</u>条 法第<u>31</u>条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（以下この章において「変更認定申請」という。）をしようとする者（以下この章において「変更認定申請者」という。）は、当該変更認定申請に先立ち、当該変更に係る建築物エネルギー消費
---	--

ものとする。ただし、第21条第2項に規定する審査を受ける場合は、この限りでない。 (1) 建築物の用途 (2) 手数料の額 2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定変更事前協議書（第18号様式）1部に変更前と変更後の図書及び委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 （軽微変更該当証明書交付事前協議） 第20条 省令第29条の規定により、軽微変更該当証明書の交付を請求する者（以下この章において「軽微変更該当証明書請求者」という。）は、当該請求に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、第21条第3項に規定する審査を受ける場合は、この限りでない。 (1) 建築物の用途 (2) 手数料の額 2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定軽微変更該当証明事前協議書（第19号様式）1部に、変更前と変更後の図書及び委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 （審査機関の審査） 第21条 認定申請者は、認定申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号の基準に適合していることについて、審査機関による審査を受けることができる。 2 前項の規定は、変更認定申請を行う場合について準用する。 3 第1項の規定は、軽微変更該当証明書の請求を行う場合について準用する。	性能向上計画の部分の次に掲げる事項について、市長に事前協議を行うものとする。ただし、第16条第2項に規定する審査を受ける場合は、この限りでない。 (1) 建築物の用途 (2) 手数料の額 2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定変更事前協議書（第12号様式）1部に変更前と変更後の図書及び委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 （軽微変更該当証明書交付事前協議） 第15条 省令第28条の規定により、軽微変更該当証明書の交付を請求する者（以下この章において「軽微変更該当証明書請求者」という。）は、当該請求に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、第16条第3項に規定する審査を受ける場合は、この限りでない。 (1) 建築物の用途 (2) 手数料の額 2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定軽微変更該当証明事前協議書（第13号様式）1部に、変更前と変更後の図書及び委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 （審査機関の審査） 第16条 認定申請者は、認定申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号の基準に適合していることについて、審査機関による審査を受けることができる。 2 前項の規定は、変更認定申請を行う場合について準用する。 3 第1項の規定は、軽微変更該当証明書の請求を行う場合について準用
--	---

(認定申請等) 第22条 認定申請は、省令第23条第1項に規定する申請書の正本1部及び副本1部に、それぞれ同項に規定する図書（同項に規定する市長が必要と認める図書は別表1の図書とする。）及び委任状（代理者が申請を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 2 変更認定申請は、省令第27条に規定する申請書の正本1部及び副本1部に、それぞれ同項に規定する図書及び委任状（代理者が申請を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 3 軽微変更該当証明書の請求は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定軽微変更該当証明請求書（第20号様式）の正本1部及び副本1部に、それぞれ省令第27条に規定する図書及び委任状（代理者が請求を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 (建築確認申請の特例の申出等) 第23条 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出は、第22条第1項及び第2項の申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を市長に提出することにより行うものとする。 2 前項の申出において、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）に適合するかの審査を要する場合は、当該申出は、任意判定結	する。 (認定申請等) 第17条 認定申請は、省令第20条第1項に規定する申請書の正本1部及び副本2部（当該申請に係る建築物が前条第1項の審査を受けた場合は、正本及び副本各1部並びに前条第1項の審査機関が交付する適合証の写しを正本及び副本各1部）に、それぞれ同項に規定する図書（同項に規定する市長が必要と認める図書は、認定を受けようとする建築物が建築基準法に適合していることについて、建築士が確認した旨を記載した説明書とする。）及び委任状（代理者が申請を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 2 変更認定申請は、省令第26条に規定する申請書の正本1部及び副本2部（当該申請に係る建築物が前条第2項の審査を受けた場合は、正本及び副本各1部並びに前条第2項の審査機関が交付する適合証の写しを正本及び副本各1部）に、それぞれ同項に規定する図書及び委任状（代理者が申請を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 3 軽微変更該当証明書の請求は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定軽微変更該当証明請求書（第14号様式）の正本1部及び副本1部に、それぞれ省令第26条に規定する図書及び委任状（代理者が請求を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。 (建築確認申請の特例の申出等) 第18条 法第30条第2項の規定による申出は、第17条第1項及び第2項の申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を市長に提出することにより行うものとする。 2 前項の申出において、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」
---	---

果通知書（指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。）の写し、当該判定を行った図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する建築主事又は建築副主事が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合はこの限りでない。 （計画の通知） 第24条 市長は、法第35条第2項の規定による申出を受けた場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画通知書（第21号様式）に建築物エネルギー消費性能向上計画を添えて建築主事又は建築副主事に通知するものとする。 （申請の取下げ等） 第25条 認定申請者又は変更認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届（第22号様式）1部を市長に提出するものとする。 2 軽微変更該当証明書請求者は、当該請求を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微変更該当証明請求取下げ届（第23号様式）1部を市長に提出するものとする。 （認定しない旨の通知） 第26条 市長は、認定申請又は変更認定申請の内容が法第35条第1項各号の基準に適合しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書（第24号様式）により認定申請者又は変更認定申請者に通知するものとする。 （軽微変更該当証明書の交付等） 第27条 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が省令第26条第1号又は第2号の軽微な変更該当すると認める場合は、省令第29条の規定による軽微変更該	という。）に適合するかの審査を要する場合は、当該申出は、任意判定結果通知書（指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。）の写し、当該判定を行った図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する建築主事又は建築副主事が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合はこの限りでない。 （計画の通知） 第19条 市長は、法第30条第2項の規定による申出を受けた場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画通知書（第15号様式）に建築物エネルギー消費性能向上計画を添えて建築主事又は建築副主事に通知するものとする。 （申請の取下げ等） 第20条 認定申請者又は変更認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届（第16号様式）1部を市長に提出するものとする。 2 軽微変更該当証明書請求者は、当該請求を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微変更該当証明請求取下げ届（第17号様式）1部を市長に提出するものとする。 （認定しない旨の通知） 第21条 市長は、認定申請又は変更認定申請の内容が法第30条第1項各号の基準に適合しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書（第18号様式）により認定申請者又は変更認定申請者に通知するものとする。 （軽微変更該当証明書の交付等） 第22条 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が省令第25条第1号又は第2号の軽微な
---	---

当証明書（第2.5号様式）を軽微変更該当証明書請求者に交付する。 2 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が省令第2.6条第1号及び第2号のいずれの軽微な変更にも該当しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の変更が軽微な変更に応じない旨の通知書（第2.6号様式）により軽微変更該当証明書請求者に通知するものとする。 （新築等の取りやめ） 第2.8条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等（以下「性能向上計画認定建築物の新築等」という。）を取りやめようとする場合は、性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届（第2.7号様式）1部に省令別記様式第3.4の通知書（計画変更認定を受けた者にあつては省令別記様式第3.4及び第3.6の通知書）を添えて市長に提出するものとする。 2 前項の認定建築物エネルギー消費性能向上計画において軽微変更証明書が交付されている場合にあつては、前項に規定する図書に加え、軽微変更該当証明書を添えて市長に提出するものとする。 3 市長は、第1項の規定により性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届の提出があつた場合は、法第3.5条第1項（法第3.6条第2項において準用する場合を含む。）の認定を取り消すこととし、性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届に係る認定取消通知書（第2.8号様式）により認定建築主に通知するものとする。 （報告の徴収） 第2.9条 法第3.7条の規定による報告を求められた認定建築主は、性能向上計画認定建築物の新築等状況報告書（第2.9号様式）1部を市長に提出しなければならない。 2 認定建築主は、性能向上計画認定建築物の新築等の工事が完了したと	変更に応じると認める場合は、省令第2.8条の規定による軽微変更該当証明書（第1.9号様式）を軽微変更該当証明書請求者に交付する。 2 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が省令第2.5条第1号及び第2号のいずれの軽微な変更にも該当しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の変更が軽微な変更に応じない旨の通知書（第2.0号様式）により軽微変更該当証明書請求者に通知するものとする。 （新築等の取りやめ） 第2.3条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等（以下「性能向上計画認定建築物の新築等」という。）を取りやめようとする場合は、性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届（第2.1号様式）1部に省令別記様式第2.8の通知書（計画変更認定を受けた者にあつては省令別記様式第2.8及び第3.0の通知書）を添えて市長に提出するものとする。 2 前項の認定建築物エネルギー消費性能向上計画において軽微変更証明書が交付されている場合にあつては、前項に規定する図書に加え、軽微変更該当証明書を添えて市長に提出するものとする。 3 市長は、第1項の規定により性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届の提出があつた場合は、法第3.0条第1項（法第3.1条第2項において準用する場合を含む。）の認定を取り消すこととし、性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届に係る認定取消通知書（第2.2号様式）により認定建築主に通知するものとする。 （報告の徴収） 第2.4条 法第3.2条の規定による報告を求められた認定建築主は、性能向上計画認定建築物の新築等状況報告書（第2.3号様式）1部を市長に提出しなければならない。
--	---

きは、性能向上計画認定建築物の新築等工事完了報告書（第<u>3.0</u>号様式）1部に、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写しを添えて（認定された計画に基づく工事が同法第6条第1項及び同法第6条の2第1項に定める確認申請を不要とする場合を除く。）市長に報告するものとする。 3 認定建築主は、認定を受けた建築物又は住戸を譲り渡した場合は、譲受人と共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を市長に報告するものとする。 （改善命令） 第<u>3.0</u>条 法第<u>3.8</u>条の規定による改善命令は、性能向上計画認定建築物の新築等に関する改善命令書（第<u>3.1</u>号様式）により行う。 （認定の取消し） 第<u>3.1</u>条 市長は、法第<u>3.9</u>条の規定により認定を取り消した場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書（第<u>3.2</u>号様式）により認定申請者に通知するものとする。 <u>第5章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等</u> <u>（事前協議）</u> 第<u>3.2</u>条 法第<u>4.1</u>条第1項の規定により、建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請（以下この章において「認定申請」という。）をしようとする者（以下この章において「認定申請者」という。）は、当該認定申請に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、第3.3条に規定する審査を受ける場合は、この限りでない。 <u>（1） 建築物の用途</u> <u>（2） 手数料の額</u> <u>2 前項の事前協議は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定事前協議</u>	2 認定建築主は、性能向上計画認定建築物の新築等の工事が完了したときは、性能向上計画認定建築物の新築等工事完了報告書（第<u>2.4</u>号様式）1部に、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写しを添えて（認定された計画に基づく工事が同法第6条第1項及び同法第6条の2第1項に定める確認申請を不要とする場合を除く。）市長に報告するものとする。 3 認定建築主は、認定を受けた建築物又は住戸を譲り渡した場合は、譲受人と共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を市長に報告するものとする。 （改善命令） 第<u>2.5</u>条 法第<u>3.3</u>条の規定による改善命令は、性能向上計画認定建築物の新築等に関する改善命令書（第<u>2.5</u>号様式）により行う。 （認定の取消し） 第<u>2.6</u>条 市長は、法第<u>3.4</u>条の規定により認定を取り消した場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書（第<u>2.6</u>号様式）により認定申請者に通知するものとする。 <u>（削除）</u>
--	--

書（第３３号様式）１部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

（１） 付近見取図

（２） 配置図

（３） 各階平面図（用途の別が分かるもの）

（４） 床面積求積図

（５） 用途別床面積表

（６） 立面図

（７） 委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）

（審査機関の審査）

第３３条 認定申請者は、認定申請を行う前に、建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、審査機関による審査を受けることができる。

（認定申請等）

第３４条 認定申請は、省令第３０条第１項に規定する申請書の正本１部及び副本１部に、それぞれ同項に規定する図書（同項に規定する市長が必要と認める図書は別表２の図書とする。）及び委任状（代理者が申請を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。

（申請の取下げ）

第３５条 認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届（第３４号様式）１部を市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第３６条 市長は、認定申請の内容が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知書（第３５号様式）により認定申請者に通知するものとする。

（認定の取消し）

<u>第37条</u> 市長は、法第42条の規定により認定を取り消した場合は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定取消通知書(第36号様式)により認定申請者に通知するものとする。 <u>(報告の徴収)</u> <u>第38条</u> 法第43条第1項の規定により報告を求められた法第41条第2項の認定を受けた者は、基準適合認定建築物に係る報告書(第37号様式)1部を市長に提出しなければならない。 <u>2 法第41条第2項の認定を受けた者は、認定を受けた建築物を譲り渡した場合は、譲受人と共同して当該建築物の名義を変更した旨を市長に報告するものとする。</u> 第<u>6</u>章 その他 (手数料の納付) 第<u>39</u>条 手数料条例第<u>10</u>条に規定する事務に係る手数料は、京都市会計規則第27条に規定する納入通知書により納付しなければならない。 <u>(工場等)</u> <u>第40条</u> 手数料条例別表第1備考10に規定する、市長が法第11条第1項に規定する建築物省エネルギー消費性能基準への適合の状況を容易に検査できると認めるもの又は同条例別表第10(1)の項に規定する、市長が容易に建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査をできると認めるものは、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況がこれらに類するものである。 (その他) 第<u>41</u>条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長	第<u>4</u>章 その他 (手数料の納付) 第<u>27</u>条 手数料条例第<u>11</u>条に規定する事務に係る手数料は、京都市会計規則第27条に規定する納入通知書により納付しなければならない。 <u>(削除)</u> (その他)
--	---

が定める。 (略)	第<u>28</u>条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。 (略) <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>
-------------------------	---

別表 1 (第 2 2 条第 1 項関係)

区分	図書
全ての建築物	認定を受けようとする建築物が建築基準法に適合していることについて、建築士が確認した旨を記載した説明書
	<u>建築物が法施行の際に現に存することが確認できる図書（基準省令附則第 3 条又は第 4 条の規定の適用を受ける場合に限る。）</u>

(削除)

別表 2 (第 3 4 条関係)

区分	図書
<u>全ての建築物</u>	<u>認定を受けようとする建築物が建築基準法に適合していることについて、建築士が確認した旨を記載した説明書</u>
	<u>申請書及び添付図書に記載の内容が建築物の構造や設備の現況と相違ないものであることについて、建築士が確認した旨を記載した説明書</u>
	<u>建築物が法施行の際に現に存することが確認できる図書（基準省令附則第 3 条又は第 4 条の規定の適用を受ける場合に限る。）</u>

(削除)

第1号様式（第3条第2項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話：（ ）

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第3条第1項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代理者	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電 話：（ ）		
2 地名地番（予定）	京都市 区		
3 建築物の構造・規模	☐ 木造 ☐ S造 ☐ RC造 ☐ SRC造 ☐ その他（ ） 階 数：地上 階 / 地下 階 延べ面積： m ² （うち、増築又は改築に係る部分： m ² ）		
4 建築物の用途	☐ 非住宅建築物（工場等のみ） ☐ 非住宅建築物（工場等以外を含む場合） ☐ 複合建築物（工場等のみ） ☐ 複合建築物（工場等以外を含む場合）		
5 計画に係る建築物の区分・床面積		床 面 積 （括弧内は開放部分を除いた部分の床面積）	
		全 体	うち増改築に係る部分
	☐ 住宅部分	m ²	m ²
	☐ 非住宅部分	m ² （ m ² ）	m ² （ m ² ）
6 評価方法	☐ モデル建物法 ☐ その他（ ）		
7 確認申請	☐ 審査中 ☐ 未審査 機関名：		

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

※受付欄		※省エネ適判手数料 年 月 日決定		
備考	年 月 日	課長	係長	担当
	第 号			
	担当	手 数 料 計 ￥		

注2 ※印欄は記入しないでください。

第1号様式（第5条第2項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話：（ ）

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代理者	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電 話：（ ）		
2 地名地番（予定）	京都市 区		
3 建築物の構造・規模	☐ 木造 ☐ S造 ☐ RC造 ☐ SRC造 ☐ その他（ ） 階 数：地上 階 / 地下 階 延べ面積： m ² （うち、増築又は改築に係る部分： m		

第 1 号様式（裏面）

事前協議に係る添付図書チェックリスト

添付図書
☐ 付近見取図
☐ 配置図
☐ 各階平面図（用途の別が分かるもの）
☐ 床面積求積図
☐ 用途別床面積表
☐ 立面図
☐ 委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）

注 3 添付した図書の□に、レ印を記入してください。

第 1 号様式（裏面）

※受付欄		※省エネ適判手数料 年 月 日 決定		
備考	年 月 日	課長	係長	担当
	第 号			
	担当	手 数 料 計 ￥ ー		

注 2 ※印欄は記入しないでください。

事前協議に係る添付図書チェックリスト

添付図書
☐ 付近見取図
☐ 配置図
☐ 各階平面図（用途の別が分かるもの）
☐ 床面積求積図
☐ 用途別床面積表
☐ 立面図
☐ 委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）
☐ 気候風土適応住宅チェックリスト（気候風土適応住宅の場合に限る。）
☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（当該認定に含まれる他の建築物に係る申請である場合に限る。）
☐ 住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 1 条に適合する住宅に限る。）

注 3 添付した図書の□に、レ印を記入してください。

第2号様式（第4条第2項）

建築物エネルギー消費性能確保計画変更事前協議書

（あて先）京都市長	年	月	日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	
電話：（ ）			

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり事前協議します。

氏名又は名称：	
1 代理人	住所又は所在地： 電話：（ ）
2 地名地番（予定）	京都市 区
3 変更前の適合判定通知番号及び適合判定通知書交付年月日	第 号 年 月 日
4 変更前の適合判定通知書交付者	☐ 京都市 ☐ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 （機関名： ）
5 変更前後の評価方法	変更前： ☐ モデル建物法 ☐ その他（ ） 変更後： ☐ モデル建物法 ☐ その他（ ）
6 変更内容	
7 計画変更確認申請	☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 不要 機関名：

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

※受付欄		※変更省エネ適判手数料		年	月	日	決定
備考	年	月	日	課長	係長	担当	
	第	号					
	担当			手 数 料 計 算			
				—			

注2 ※印欄は記入しないでください。

第2号様式（第6条第2項）

建築物エネルギー消費性能確保計画変更事前協議書

（あて先）京都市長	年	月	日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	
電話：（ ）			

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代理人	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電話：（ ）	
2 地名地番（予定）	京都市 区	
3 変更前の適合判定通知番号及び適合判定通知書交付年月日	第 号 年 月 日	
4 変更前の適合判定通知書交付者	☐ 京都市 ☐ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 （機関名： ）	
5 変更前後の評価方法	☐ 住宅部分 ☐ 一戸建て ☐ 共同住宅等	変更前： ☐ 仕様基準 ☐ 併用法 ☐ 標準計算法 ☐ 気候風土適応住宅 ☐ 共用部有 変更後： ☐ 仕様基準 ☐ 併用法 ☐ 標準計算法 ☐ 気候風土適応住宅 ☐ 共用部有
	☐ 非住宅部分 （ ☐ 複合建築物の場合）	変更前： ☐ モデル建物法 ☐ その他（ ） ☐ 工場等 ☐ 工場等以外 変更後： ☐ モデル建物法 ☐ その他（ ） ☐ 工場等 ☐ 工場等以外
6 変更内容	☐ 用途（モデル）の変更 ☐ 評価方法の変更 ☐ その他（ ）	
7 計画変更確認申請	☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 不要 機関名：	

注1 該当する□（気候風土適応住宅の場合は、一次エネルギー消費量の評価方法）には、レ印を記入してください。

注2 変更前が省エネ適判を要しない手続であった場合は、その旨を6変更内容に記載してください。

		第2号様式（裏面）		
※受付欄		※変更省エネ適判手数料		
備考	年 月 日	課長	係長	年 月 日 決定
	第 号			
	担当	手 数 料 計 円		
注3 ※印欄は記入しないでください。				

第3号様式（第5条第2項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話：（ ）

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代理人	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電 話：（ ）
2 地名地番（予定）	京都市 区
3 変更前の適合判定通知番号及び適合判定通知書交付年月日	第 号 年 月 日
4 変更前の適合判定通知書交付者	☐ 京都市 ☐ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 （機関名： ）
5 評価方法	☐ モデル建物法 ☐ その他（ ）
6 変更内容	
7 計画変更確認申請	☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 不要 機関名：

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

※受付欄		※省令第11条の規定による軽微変更該当証明書交付手数料 年 月 日決定		
備考	年 月 日	課長	係長	担当
	第 号			
	担当	手 数 料 計¥ —		

注2 ※印欄は記入しないでください。

注3 「省令」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則のことをいいます。

第3号様式（第7条第2項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話：（ ）

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代理人	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電 話：（ ）
2 地名地番（予定）	京都市 区
3 変更前の適合判定通知番号及び適合判定通知書交付年月日	第 号 年 月 日
4 変更前の適合判定通知書交付者	☐ 京都市 ☐ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 （機関名： ）
5 評価方法	☐ 住宅部分 ☐ 一戸建て ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅部分 （ ☐ 複合建築物の場合） ☐ 仕様基準 ☐ 併用法 ☐ 標準計算法 ☐ 気候風土適応住宅 ☐ 共用部有 ☐ モデル建物法 ☐ その他（ ）
6 変更内容	
7 計画変更確認申請	☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 不要 機関名：

注1 該当する□（気候風土適応住宅の場合は一次エネルギー消費量の評価方法）には、レ印を記入してください。

※受付欄		※省令第13条の規定による軽微変更該当証明書交付手数料 年 月 日決定		
備考	年 月 日	課長	係長	担当
	第 号			
	担当	手 数 料 計¥ —		

注2 ※印欄は記入しないでください。

注3 「省令」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則のことをいいます。

第4号様式（第6条第3項関係）

（第一面）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明請求書

年 月 日

（あて先）京都市長

請求者の住所又は
主たる事務所の所在地
請求者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第1.1条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条（同規則第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求めます。この請求書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

計画を変更する建築物に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者
- 4 軽微な変更の概要

※受付欄	※軽微変更該当証明書番号欄	※備考
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
担当	担当	

- （注意）1 第二面から第五面として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。
- 3 請求者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第4号様式（第8条第3項関係）

（第一面）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明請求書

年 月 日

（あて先）京都市長

請求者の住所又は
主たる事務所の所在地
請求者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第1.3条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求めます。この請求書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

計画を変更する建築物に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者
- 4 軽微な変更の概要

※受付欄	※軽微変更該当証明書番号欄	※備考
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
担当	担当	

- （注意）1 第二面から第五面として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。
- 3 請求者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第5号様式（第7条第1項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画の提出取下げ届

年 月 日

（あて先）京都市長

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を取り下げますので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第7条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 提出年月日
年 月 日
- 2 地名地番
- 3 取下げ理由

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 提出者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第5号様式（第9条第1項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画の提出取下げ届

年 月 日

（あて先）京都市長

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を取り下げますので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 提出年月日
年 月 日
- 2 地名地番
- 3 取下げ理由

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 提出者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 6 号様式（第 7 条第 2 項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明請求取下げ届

年 月 日

（あて先）京都市長

請求者の住所又は
主たる事務所の所在地
請求者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明の請求を取下げますので、
京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第
7 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。

記

1 請求年月日
年 月 日

2 地名地番

3 取下げ理由

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

（注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 請求者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 6 号様式（第 9 条第 2 項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明請求取下げ届

年 月 日

（あて先）京都市長

請求者の住所又は
主たる事務所の所在地
請求者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明の請求を取下げますので、
京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第
9 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。

記

1 請求年月日
年 月 日

2 地名地番

3 取下げ理由

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

（注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 請求者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第7号様式（第8条第1項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号
様
京都市長 印

下記による請求書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

- 1 請求年月日
年 月 日
- 2 地名地番
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第7号様式（第10条第1項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号
様
京都市長

下記による請求書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

- 1 請求年月日
年 月 日
- 2 地名地番
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第8号様式（第8条第2項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当しない旨の通知書

様
京都市市長
京都市指令都建審第 号
年 月 日
印

年 月 日付けで建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第1条に基づき請求のあった別添の請求書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により、同規則第3条（同規則第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していないことから、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第8条第2項の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 請求年月日
年 月 日
- 2 地名地番
- 3 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第8号様式（第10条第2項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当しない旨の通知書

様
京都市市長
京都市指令都建審第 号
年 月 日

年 月 日付けで建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条に基づき請求のあった別添の請求書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、同規則第5条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していないことから、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第10条第2項の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 請求年月日
年 月 日
- 2 地名地番
- 3 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 1.0 号様式（第 1.0 条関係）

特定建築物に係る基準適合命令書

様
京都市長
印
京都市達都建審第 号
年 月 日

下記の特定建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1.4 条第 1 項の規定に基づき、下記の期限までに下記のとおり是正に必要な措置を採ることを命じます。

記

1 特定建築物の概要

(1) 地名地番

(2) 建築主

2 命ずる措置

3 是正期限

年 月 日

4 備考

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 9 号様式（第 1.1 条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1.3 条第 1 項の規定による基準適合命令書

様
京都市長
印
京都市達都建審第 号
年 月 日

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1.3 条第 1 項の規定に基づき、下記の期限までに下記のとおり是正に必要な措置をとることを命じます。

記

1 建築物の概要

(1) 地名地番

(2) 建築主

2 命ずる措置

3 是正期限

年 月 日

4 備考

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 1 1 号様式（第 1 1 条第 1 項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る指示書

様
京都市長
印

京都市達都建審第 号
年 月 日

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 6 条第 1 項により、下記の措置を採ることを指示します。

なお、当該措置を採ることができない正当な理由があるときは、その理由を明確にした書面を下記の期限までに提出してください。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の内容

(1) 提出先の所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(2) 受付番号等 第 号

(3) 受付年月日 年 月 日

(4) 地名地番

2 指示に係る措置の内容

3 指示に係る措置を採ることができない理由書の提出期限
年 月 日

4 備考

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

（削除）

第 1 2 号様式（第 1 1 条第 2 項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る命令書

京都市達都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）について、下記の通り指示しましたが、必要な措置が採られておらず、又は先に提出された理由書の内容は正当な理由とは認められないため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 6 条第 2 項の規定により、下記の期限までに該当指示に係る措置を採ることを命じます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の内容

(1) 提出先の所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(2) 受付番号等 第 号

(3) 受付年月日 年 月 日

(4) 地名地番

2 指示の内容

(1) 指示書番号 第 号

(2) 指示年月日 年 月 日

(3) 指示に係る措置の内容

3 是正期限

年 月 日

4 備考

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であつても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であつても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。

（削除）

第 1.3 号様式（第 1 2 条関係）

特定建築物に係る報告書

（あて先）京都市長

年 月 日

建築主等の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主等の氏名又は
名称及び代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1.7 条第 1 項の規定により報告の求めのあった特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、下記のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能確保計画の内容
 - (1) 提出先の所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (2) 受付番号等 第 号
 - (3) 受付年月日 年 月 日
 - (4) 地名地番
- 2 特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 建築主等が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 1.0 号様式（第 1 2 条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1.0 条第 1 項の規定により
建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に係る報告書

（あて先）京都市長

年 月 日

建築主等の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主等の氏名又は
名称及び代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1.5 条第 1 項の規定により報告の求めのあった、同法第 1.0 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、下記のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能確保計画の内容
 - (1) 提出先の所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (2) 受付番号等 第 号
 - (3) 受付年月日 年 月 日
 - (4) 地名地番
- 2 建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 建築主等が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第14号様式（第16条第1項関係）

届出に係る指示書

様
京都市長
京都市達都建審第 号
年 月 日
印

下記の届出に係る計画は、建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第2項又は同法附則第3条第3項により、下記の措置を採ることを指示します。

なお、当該措置を採ることができない正当な理由があるときは、その理由を明確にした書面を下記の期限までに提出してください。

記

1 届出の内容

- (1) 受付番号 第 号
(2) 受付年月日 年 月 日
(3) 地名地番

2 指示に係る措置の内容

3 指示に係る措置を採ることができない理由書の提出期限
年 月 日

4 備考

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

（削除）

第 1 5 号様式（第 1 6 条第 2 項関係）

届出に係る命令書

京都市達都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

印

下記の届出に係る計画について、下記のとおり指示しましたが、必要な措置が採られておらず、又は先に提出された理由書の内容は正当な理由とは認められないため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 9 条第 3 項又は同法附則第 3 条第 4 項の規定により、下記の期限までに該当指示に係る措置を採ることを命じます。

記

1 届出の内容

- (1) 受付番号 第 号
(2) 受付年月日 年 月 日
(3) 地名地番

2 指示の内容

- (1) 指示書番号 第 号
(2) 指示年月日 年 月 日
(3) 指示に係る措置の内容

3 是正期限

年 月 日

4 備考

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

（削除）

第 16 号様式（第 17 条関係）

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に係る報告書

年 月 日

（あて先）京都市長

建築主等の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主等の氏名又は
名称及び代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 21 条第 1 項又は同法附則第 3 条第 9 項の規定により報告の求めのあった建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、下記のとおり報告します。

記

1 届出の内容

- (1) 受付番号 第 号
(2) 受付年月日 年 月 日
(3) 地名地番

2 建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

（注意） 1 ※印欄は記入しないでください。

2 建築主等が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

（削除）

第 1.7 号様式（第 1.8 条第 2 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話：（ ）

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 1.8 条第 1 項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代 理 者	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電 話：（ ）		
2 地名地番（予定）	京都市 区		
3 建築物の構造・規模	□木造 □S 造 □RC 造 □SRC 造 □その他（ ） 階 数：地上 階 / 地下 階 延べ面積： m ²		
4 建築物の用途	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物		
5 申請に係る建築物の区分・床面積		事前審査有りの部分	事前審査なしの部分
	□ 住宅部分	□一戸建ての住宅 m ²	m ²
	□ 共同住宅等	m ²	m ²
	□ 非住宅部分	m ²	m ²
<u>（事前審査なしの部分のうち、モデル建物法による部分 m²）</u>			
6 審査機関の審査	□ 済 □ 審査中 □ 未審査 □ 無 機関名：		
7 確認申請	□ 済 □ 審査中 □ 未審査 □ 不要 機関名： ※構造計算適合性判定 □ 要（判定結果通知書添付・主事審査） □ 不要		
8 確認の特例	法第 3.5 条第 2 項の規定による申出の有無 □無 □有		

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

注 2 「法」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律のことをいいます。

※受付欄	※認定手数料	年 月 日 決定
備考	課長	係長 担当
年 月 日	手 数 料 計 ￥	—
第 号	認定申請手数料 ￥	—
担当	確認申請手数料 ￥	—
	適判相当手数料 ￥	—

注 3 ※印欄は記入しないでください。

第 1.1 号様式（第 1.3 条第 2 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話：（ ）

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 1.3 条第 1 項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代 理 者	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電 話：（ ）		
2 地名地番（予定）	京都市 区		
3 建築物の構造・規模	□木造 □S 造 □RC 造 □SRC 造 □その他（ ） 階 数：地上 階 / 地下 階 延べ面積： m ²		
4 建築物の用途	☐ 住宅（ ☐ 一戸建て ☐ 共同住宅等） ☐ 非住宅 ☐ 複合建築物		
5 申請に係る建築物の区分・床面積		事前審査有りの部分	事前審査なしの部分
	□ 住宅部分	□一戸建ての住宅 m ²	m ²
	□ 共同住宅等	m ²	m ²
	□ 非住宅部分	m ²	m ²
<u>（住宅部分：事前審査なしの部分の評価方法 □誘導仕様基準 □併用法 □標準計算法）</u> <u>（非住宅部分：事前審査なしの部分のうち、モデル建物法による部分 m²）</u>			
6 審査機関の審査	□ 済 □ 審査中 □ 未審査 □ 無 機関名：		
7 確認申請	□ 済 □ 審査中 □ 未審査 □ 不要 機関名： ※構造計算適合性判定 □ 要（判定結果通知書添付・主事等審査） □ 不要		
8 確認の特例	法第 3.0 条第 2 項の規定による申出の有無 □無 □有		

注 1 該当する□（複合建築物の場合は該当する全ての□）には、レ印を記入してください。

注 2 「法」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律のことをいいます。

第 1.7 号様式（裏面）

事前協議に係る添付図書チェックリスト

添付図書
☐ 付近見取図
☐ 配置図
☐ 各階平面図（用途の別が分かるもの）
☐ 床面積求積図
☐ 用途別床面積表
☐ 立面図
☐ 建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認申請書に相当する書類（法第 3 0 条第 2 項の規定による申出をしようとする場合に限る。）
☐ 委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）

注 4 添付した図書の□に、レ印を記入してください。

第 1.1 号様式（裏面）

※受付欄		※認定手数料 年 月 日 決定		
備考	年 月 日	課長	係長	担当
	第 号	手 数 料 計 ￥ —		
		認 定 申 請 手 数 料 ￥ —		
	担当	確 認 申 請 手 数 料 ￥ —		
適 判 相 当 手 数 料 ￥ —				

注 3 ※印欄は記入しないでください。

事前協議に係る添付図書チェックリスト

添付図書
☐ 付近見取図
☐ 配置図
☐ 各階平面図（用途の別が分かるもの）
☐ 床面積求積図
☐ 用途別床面積表
☐ 立面図
☐ 建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認申請書に相当する書類（法第 3 0 条第 2 項の規定による申出をしようとする場合に限る。）
☐ 委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）
☐ 住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 1 条に適合する住宅に限る。)

注 4 添付した図書の□に、レ印を記入してください。

第18号様式（第19条第2項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定変更事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
電話：（ ）	

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第19条第1項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代 理 者	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電 話：（ ）
2 地名地番（予定）	京都市 区
3 変更前の認定番号 及び認定年月日	第 号 年 月 日
4 変更内容	
5 変更前の 審査機関の審査 及び評価方法	☐ 有 機関名： ☐ 無 審査機関の審査が無の場合は評価方法を記入してください。 <u>☐モデル建物法 ☐その他（ ）</u>
6 変更後の 審査機関の審査 及び評価方法	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 無 機関名： 審査機関の審査が無の場合は評価方法を記入してください。 ☐ モデル建物法 ☐ その他（ ）
7 計画変更確認申請	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 不要 機関名： 構造計算適合性判定 ☐ 要（判定結果通知書添付・主事審査） ☐ 不要
8 確認の特例	法第3.5条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

注2 「法」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律のことをいいます。

※受付欄	※変更認定手数料 年 月 日決定
備考	課長 係長 担当
年 月 日	
第 号	☐ 法第3.6条第1項の規定による計画変更 ☐ 省令第2.6条に掲げる軽微な変更（□第1号 □第2号）
担当	手 数 料 計 ￥ — 変更認定申請手数料 ￥ — 計画変更確認申請手数料 ￥ — 適 判 相 当 手 数 料 ￥ —

注3 ※印欄は記入しないでください。

注4 「省令」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則のことをいいます。

第12号様式（第14条第2項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定変更事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
電話：（ ）	

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第14条第1項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代 理 者	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電 話：（ ）
2 地名地番（予定）	京都市 区
3 変更前の認定番号 及び認定年月日	第 号 年 月 日
4 変更内容	
5 変更前の 審査機関の審査 及び評価方法	☐ 有 機関名： ☐ 無 審査機関の審査が無の場合は評価方法を記入してください。 <u>☐住宅：☐誘導仕様基準 ☐併用法 ☐標準計算法</u> <u>☐非住宅：☐モデル建物法 ☐その他（ ）</u>
6 変更後の 審査機関の審査 及び評価方法	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 無 機関名： 審査機関の審査が無の場合は評価方法を記入してください。 ☐ モデル建物法 ☐ その他（ ）
7 計画変更確認申請	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 不要 機関名： 構造計算適合性判定 ☐ 要（判定結果通知書添付・主事等審査） ☐ 不要
8 確認の特例	法第3.0条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

注2 「法」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律のことをいいます。

※受付欄	※変更認定手数料 年 月 日決定
備考	課長 係長 担当
年 月 日	
第 号	☐ 法第3.1条第1項の規定による計画変更 ☐ 省令第2.5条に掲げる軽微な変更（□第1号 □第2号）
担当	手 数 料 計 ￥ — 変更認定申請手数料 ￥ — 計画変更確認申請手数料 ￥ — 適 判 相 当 手 数 料 ￥ —

注3 ※印欄は記入しないでください。

注4 「省令」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則のことをいいます。

第 1.9 号様式（第 2.0 条第 2 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定軽微変更該当証明事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話： （ ）

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.0 条第 1 項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代 理 者	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電 話： （ ）
2 地名地番（予定）	京都市 区
3 変更前の認定番号 及び認定年月日	第 号 年 月 日
4 変更内容	
5 変更前の 審査機関の審査	☐ 有 機関名： ☐ 無
6 変更後の 審査機関の審査	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 無 機関名：
7 計画変更確認申請	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 不要 機関名：

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

※受付欄		※省令第 2.9 条の規定による軽微変更該当証明書交付手数料		
備考	年 月 日	課長	係長	担当
	第 号			
	担当	手 数 料 計 ￥ ー		

注 2 ※印欄は記入しないでください。

注 3 「省令」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則のことをいいます。

第 1.3 号様式（第 1.5 条第 2 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定軽微変更該当証明事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話： （ ）

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 1.5 条第 1 項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代 理 者	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電 話： （ ）
2 地名地番（予定）	京都市 区
3 変更前の認定番号 及び認定年月日	第 号 年 月 日
4 変更内容	
5 変更前の 審査機関の審査	☐ 有 機関名： ☐ 無
6 変更後の 審査機関の審査	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 無 機関名：
7 計画変更確認申請	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 不要 機関名：

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

※受付欄		※省令第 2.8 条の規定による軽微変更該当証明書交付手数料		
備考	年 月 日	課長	係長	担当
	第 号			
	担当	手 数 料 計 ￥ ー		

注 2 ※印欄は記入しないでください。

注 3 「省令」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則のことをいいます。

第 2.0 号様式（第 2.2 条第 3 項関係）

（第一面）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定軽微変更該当証明請求書

年 月 日

（あて先）京都市長

請求者の住所又は
主たる事務所の所在地
請求者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2.9 条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の認定の変更が同規則第 2.6 条第 1 号又は第 2 号の軽微な変更 に該当していることを証する書面の交付を求めます。この請求書及び添付図書に記載の事項は、事実 に相違ありません。

計画を変更する建築物に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画認定

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 軽微な変更の概要

※受付欄	※軽微変更該当証明書番号欄	※備考
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員	係員	

- （注意） 1 第二面から第六面として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第 三十三 の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。
- 3 請求者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 1.4 号様式（第 1.7 条第 3 項関係）

（第一面）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定軽微変更該当証明請求書

年 月 日

（あて先）京都市長

請求者の住所又は
主たる事務所の所在地
請求者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2.8 条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更が同規則第 2.5 条第 1 号又は第 2 号の軽微な変更 に該当していることを証する書面の交付を求めます。この請求書及び添付図書に記載の事項は、事実 に相違ありません。

計画を変更する建築物に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画認定

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 軽微な変更の概要

※受付欄	※軽微変更該当証明書番号欄	※備考
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員	係員	

- （注意） 1 第二面から第六面として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第 二十七 の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。
- 3 請求者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 2 1 号様式（第 2 4 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画通知書

年 月 日

（あて先）建築主事又は建築副主事 様

京都市長

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 5 条第 2 項（同法第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）による申出がありましたので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2 4 条の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画を通知します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 建築物エネルギー消費性能向上計画
別添のとおり

第 1 5 号様式（第 1 9 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画通知書

年 月 日

（あて先）建築主事又は建築副主事 様

京都市長

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 0 条第 2 項（同法第 3 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）による申出がありましたので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 1 9 条の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画を通知します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 建築物エネルギー消費性能向上計画
別添のとおり

第 2.2 号様式（第 2.5 条第 1 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届

年 月 日

（あて先）京都市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の認定の申請を取り下げますので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.5 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 確認の特例（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3.5 条第 2 項（同法第 3.6 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく申出）の有無
有 無
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 取下げ理由

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 1.6 号様式（第 2.0 条第 1 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届

年 月 日

（あて先）京都市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の認定の申請を取り下げますので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.0 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 確認の特例（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3.0 条第 2 項（同法第 3.1 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく申出）の有無
有 無
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 取下げ理由

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 2.3 号様式（第 2.5 条第 2 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微変更該当証明請求取下げ届

年 月 日

（あて先）京都市長

請求者の住所又は
主たる事務所の所在地
請求者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微変更該当証明の請求を取り下げますので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.5 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 請求年月日
年 月 日
- 2 認定に係る建築物の位置
- 3 取下げ理由

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 請求者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 1.7 号様式（第 2.0 条第 2 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微変更該当証明請求取下げ届

年 月 日

（あて先）京都市長

請求者の住所又は
主たる事務所の所在地
請求者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微変更該当証明の請求を取り下げますので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.0 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 請求年月日
年 月 日
- 2 認定に係る建築物の位置
- 3 取下げ理由

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 請求者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 2.4 号様式（第 2.6 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書

京都市指令都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

印

年 月 日付けで建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3.4 条第 1 項に基づく申請のあった別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、同法第 3.5 条第 1 項の規定による認定をしないこととしましたので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.6 条の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 1.8 号様式（第 2.1 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書

京都市指令都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

年 月 日付けで建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2.9 条第 1 項に基づく申請のあった別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、同法第 3.0 条第 1 項の規定による認定をしないこととしましたので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.1 条の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 2.5 号様式（第 2.7 条第 1 項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2.9 条の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号
様
京都市長 印

下記による請求書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の認定の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2.6 条第○号の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 請求年月日
年 月 日
- 2 請求に係る建築物の位置
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第 1.9 号様式（第 2.2 条第 1 項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2.8 条の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号
様
京都市長

下記による請求書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2.5 条第○号の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 請求年月日
年 月 日
- 2 請求に係る建築物の位置
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第 2.6 号様式（第 2.7 条第 2 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定の変更が軽微な変更に該当しない旨の通知書

京都市指令都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

印

年 月 日付けで建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2.9 条に基づき請求のあった別添の請求書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、同規則第 2.6 条第 1 号及び第 2 号のいずれの軽微な変更にも該当していないことから、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.7 条第 2 項の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 請求年月日
年 月 日
- 2 請求に係る建築物の位置
- 3 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 2.0 号様式（第 2.2 条第 2 項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定の変更が軽微な変更に該当しない旨の通知書

京都市指令都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

年 月 日付けで建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2.8 条に基づき請求のあった別添の請求書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、同規則第 2.5 条第 1 号及び第 2 号のいずれの軽微な変更にも該当していないことから、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.2 条第 2 項の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 請求年月日
年 月 日
- 2 請求に係る建築物の位置
- 3 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 2.7 号様式（第 2.8 条第 1 項関係）

性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届

年 月 日

（あて先）京都市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の性能向上計画認定建築物の新築等を取りやめますので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.8 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3.5 条第 2 項（同法第 3.6 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく申出）の有無
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名
- 6 取りやめ理由

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 2.1 号様式（第 2.3 条第 1 項関係）

性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届

年 月 日

（あて先）京都市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の性能向上計画認定建築物の新築等を取りやめますので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.3 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3.0 条第 2 項（同法第 3.1 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく申出）の有無
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名
- 6 取りやめ理由

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 2 8 号様式（第 2 8 条第 3 項関係）

性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届に係る認定取消通知書

都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

印

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 理由
年 月 日に性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届の提出があったため。

第 2 2 号様式（第 2 3 条第 3 項関係）

性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届に係る認定取消通知書

都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2 3 条第 3 項の規定に基づき、下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 理由
年 月 日に性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届の提出があったため。

第 2.9 号様式（第 2.9 条第 1 項関係）

性能向上計画認定建築物の新築等状況報告書

年 月 日

（あて先）京都市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は
名称及び代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3.7 条の規定により、報告の求めのあった性能向上計画認定建築物の新築等の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 性能向上計画認定建築物の新築等の状況

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 2.3 号様式（第 2.4 条第 1 項関係）

性能向上計画認定建築物の新築等状況報告書

年 月 日

（あて先）京都市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は
名称及び代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3.2 条の規定により、報告の求めのあった性能向上計画認定建築物の新築等の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 性能向上計画認定建築物の新築等の状況

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 3.0 号様式（第 2.9 条第 2 項関係）

性能向上計画認定建築物の新築等工事完了報告書

年 月 日

（あて先）京都市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は
名称及び代表者の氏名

性能向上計画認定建築物の新築等の工事が完了しましたので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.9 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定番号（※変更認定申請を行った場合は変更認定番号も記入）
第 号（※第 号）
- 2 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定年月日（※変更認定申請を行った場合は変更認定年月日も記入）
年 月 日（※ 年 月 日）
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築物のエネルギー消費性能向上計画に基づき工事が完了したことを確認した建築士等
（ 級）建築士 （ ）登録 第（ 号）
住所
氏名
（ 級）建築士事務所 （ ）知事登録 第（ 号）
名称
所在地
- 5 軽微な変更の内容（別紙での記載も可）

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意）
- 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項に基づく検査済証の写しを添付してください（認定された計画に基づく工事が同法第 6 条第 1 項及び同法第 6 条の 2 第 1 項に定める確認申請を不要とする場合を除く。）。

第 2.4 号様式（第 2.4 条第 2 項関係）

性能向上計画認定建築物の新築等工事完了報告書

年 月 日

（あて先）京都市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は
名称及び代表者の氏名

性能向上計画認定建築物の新築等の工事が完了しましたので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 2.4 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定番号（※変更認定申請を行った場合は変更認定番号も記入）
第 号（※第 号）
- 2 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定年月日（※変更認定申請を行った場合は変更認定年月日も記入）
年 月 日（※ 年 月 日）
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築物のエネルギー消費性能向上計画に基づき工事が完了したことを確認した建築士等
（ 級）建築士 （ ）登録 第（ 号）
住所
氏名
（ 級）建築士事務所 （ ）知事登録 第（ 号）
名称
所在地
- 5 軽微な変更の内容（別紙での記載も可）

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意）
- 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項に基づく検査済証の写しを添付してください（認定された計画に基づく工事が同法第 6 条第 1 項及び同法第 6 条の 2 第 1 項に定める確認申請を不要とする場合を除く。）。

第 3.1 号様式（第 3.0 条関係）

性能向上計画認定建築物の新築等に関する改善命令書

京都市達都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

印

下記の性能向上計画認定建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3.8 条の規定により、以下のとおり、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限
年 月 日
- 6 備考

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 2.5 号様式（第 2.5 条関係）

性能向上計画認定建築物の新築等に関する改善命令書

京都市達都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

印

下記の性能向上計画認定建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3.3 条の規定により、以下のとおり、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限
年 月 日
- 6 備考

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 3.2 号様式（第 3.1 条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書

京都市達都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3.9 条の規定に基づき、下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。
これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 2.6 号様式（第 2.6 条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書

京都市達都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3.4 条の規定に基づき、下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。
これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第33号様式（第32条第2項関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定事前協議書

(あて先)京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話： ()

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱
第32条第1項の規定により、次のとおり事前協議します。

1 代 理 者	氏名又は名称： 住所又は所在地： 電 話： ()			
2 地名地番	京都市 区			
3 建築物の 構造・規模	☐ 木造 ☐ S造 ☐ RC造 ☐ SRC造 ☐ その他 () 階 数：地上 階 / 地下 階 延べ面積： m ²			
4 建築物の用途	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物			
5 申請に係る 建築物の 区分・床面積			事前審査有りの部分	事前審査なしの部分 (うち、仕様基準等又はモデル建物法による部分)
	☐ 住宅 部分	☐ 一戸建ての住宅	m ²	m ² (m ²)
		☐ 共同住宅等	m ²	m ² (m ²)
	☐ 非住宅部分		m ²	m ² (m ²)
6 審査機関の審査	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 無 機関名：			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

※受付欄	年 月 日	※認定手数料 年 月 日決定		
備考	年 月 日	課長	係長	担当
	第 号			
	担当	認定申請手数料 ￥ —		

注2 ※印欄は記入しないでください。

(削除)

第 3 4 号様式（第 3 5 条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届

年 月 日

（あて先）京都市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の認定の申請を取り下げますので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第 3 5 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 取下げ理由

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

（削除）

第35号様式（第36条関係）

建築物エネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知書

京都市指令都建審第 号
年 月 日

様

京都市長

印

年 月 日付けで建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項に基づく申請のあった別添の認定申請書及び添付図書に記載の内容は、下記の理由により、同条第2項の規定による認定をしないこととしましたので、京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する要綱第36条の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

（削除）

第36号様式（第37条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定取消通知書

京都市達都建審第 号
年 月 日

様

京都市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条の規定に基づき、下記の建築物のエネルギー消費性能に係る認定について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定番号
第 号
- 2 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

（削除）

第 3 7 号様式（第 3 8 条第 1 項関係）

基準適合認定建築物に係る報告書

年 月 日

（あて先）京都市長

認定を受けた者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定を受けた者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 4 3 条第 1 項の規定により、報告の求め
のあった基準適合認定建築物について、下記のとおり報告します。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定番号
第 号
- 2 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 基準適合認定建築物の状況

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当	

（注意） 1 ※印欄は記入しないでください。

2 認定を受けた者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

（削除）